へ　障害者支援施設に係る指定の申請者　指定障害者支援施設
ト　地域相談支援に係る指定の申請者　法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）
チ　計画相談支援に係る指定の申請者　法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）
（聴聞決定予定日の通知）

第三十四条の二十の四　法第三十六条第三項第九号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十四条の二十二第一号及び第二号中「及び第十号」を「、第十号及び第十五号」に改める。

第三十四条の二十三第一項各号列記以外の部分中「、第三十四条の十第四号」を削り、同項第一号中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十三号」に改め、同項第二号中「第三十四条の八第一号」を「第三十四条の八第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同項第三号中「第三十四条の九第一号」を「第三十四条の九第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第三十四条の十一第一号」を「第三十四条の十一第一項第一号」に、「及び第十四号」を「、第十四号及び第十六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第三十四条の十二第一号」を「第三十四条の十二第一項第一号」に、「及び第十四号」を「、第十四号及び第十六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十四条の十三第一号」を「第三十四条の十三第一項第一号」に、「及び第十二号から第十四号まで」を「、第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十四条の十四第一号」を「第三十四条の十四第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第三十四条の十五第一号」を「第三十四条の十五第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第三十四条の十六第一項第一号」を「第三十四条の十六第一項第一号」に、「及び第十二号から第十四号まで」を「、第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第三十四条の十七第一号」を「第三十四条の十七第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第三十四条の十八第一号」を「第三十四条の十八第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第三十四条の十九第一号」を「第三十四条の十九第一項第一号」に、「及び第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同号を同項第十二号とし、同条第二項中「第十一号」を「第十号」に、「第十三号」を「第十二号」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「休止し、又は再開したときは」を「又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに」に改め、同項第一号中「廃止、休止又は再開した」を「廃止し、又は休止しようとする」に改め、同項第二号中「廃止又は休止した場合にあっては、その」を「廃止し、又は休止しようとする」に改め、同項第三号中「廃止又は休止した場合にあっては、」を削り、「受けていた」を「受けている」に改め、同項第四号中「休止した」を「休止しようとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　指定障害福祉サービス事業者は、休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の二十四第一項第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同項第六号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同項第八号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十六　誓約書

十七　役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の二十四第二項を次のように改める。

2　法第四十一条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

第三十四条の二十四に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の二十五中「前条」を「第三十四条の二十四」に、「及び第十一号」を「、第十一号及び第十七号」に改める。

第三十四条の二十六中「及び第十三号から第十五号まで」を「、第十三号から第十五号まで及び第十七号」に改める。

第三十四条の二十七及び第三十四条の二十八を削る。

第二章第一節に次の一款を加える。

第五款　業務管理体制の整備等

（法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準）

第三十四条の二十七　法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　指定を受けている事業所及び施設の数が一以上二十未満の指定事業者等（のぞみの園（法第五条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）の設置者を除く。以下この条において同じ。）　法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二　指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定事業者等　法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三　指定を受けている事業所及び施設の数が百以上の指定事業者等並びにのぞみの園の設置者　法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の二十八　指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一　指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二　法令遵守責任者の氏名及び生年月日